

# 北宋代の律宗における会正家と資持家について

岡 本 一 平

## 一 問題の所在

中国の佛教史において隋末初唐の時代より、律宗及び律師と呼ばれ学匠が台頭してきた。後代の学派区分からみれば、相州法礪（五六九～六三五）の相部宗、南山道宣（五九六～六一七）の南山宗、相部宗を批判して成立した懷素（六三四～七〇七）の東塔宗、北方に成立した法願（五二三～五六一）の並部宗、といった四学派が興ったとされる。相部宗や東塔宗の対立が激化する中で、江南地方に展開した南山律宗が次第に勢力を増し、北宋代の律宗といえば、ほぼ南山律宗を意味することになる。

論題にあげた会正家と資持家とは、北宋代における南山道宣（五九六～六一七）の『四分律行事鈔』に対する代表的な註釈者、すなわち、天台允堪（一一〇〇五～一〇六一）と靈芝元照（一一〇四八～一一一六）の二人に対して与えられた呼称である。

允堪の『四分律行事鈔会正記』（以下『会正記』と略称）と元照の『四分律行事鈔資持記』（以下『資持記』と略称）の著作名に因んで、允堪もしくは彼の学派を会正家、元照またはその学派を資持家と呼称されてきた。また元照の『資持記』は、允堪『会正記』に対する批判的文献と見なされ、北宋代における律宗の二つの代表的学派と了解されている。佐藤達玄氏は『現代語訳 律宗綱要』において、この会正家と資持家について次のように説明している。<sup>(1)</sup>

元照の戒学は、その著『行事鈔資持記』四二卷に示されているが、それは同門の允堪の『行事鈔会正記』の説に異議を唱えたため、以後、資持宗・会正宗の二派に分かれた。

この佐藤氏の簡略な解説の問題を指摘しておきたい。それは、佐藤氏がこの二派を「資持宗」「会正宗」と、宗派名によつて説明されることである。近代の中国仏教研究の成果に

依れば、中国仏教における宗派の問題を、日本仏教と同じような宗派として理解することは、中国の実状にはふさわしくなく、むしろ学派という意味に近いとされている。したがって、過去の文献に用いられる宗を、今日においてそのまま踏襲するのは妥当ではない。なおかつ、この二派の用例を中国の文献から確認すれば、後述するように「家」という用例はあるが、「宗」という言葉は認められないものである。さらに、以上のこととふまえた上で、「家」とは学派などのグループを意味するのか、またはたんに人物を意味するのか問題は残る。私の疑問は、そもそもこの資持家や会正家とは、そのようなグループが、果たして実在したのかということである。

この点については、允堪の伝記を確認した上で考察することになる。次に元照は『資持記』において、允堪の『会正記』を批判したと了解されているが、このような批判関係は成立するのだろうか。この元照の允堪批判については、徳田明氏の見解が出発点となっていると思われる所以で、徳田氏の指摘を紹介しておきたい。

『資持記』主はその上一に「会正記にいわく、今に学する所は正しく此の四果を求めるが為なり、斯の宗は正しく声聞乗に属するを以ての故に。談此れに至るを極と為す、昔し嘗て聽習せしに此の語に臨む毎に痛咽するに勝へず。謂うべし、祖乗を届抑し來學を聾瞽す」として

南山円宗を挙揚した。元照律師には、耐えられない屈辱感が感ぜられ、受戒篇の上品發心、沙弥篇の三觀など一家の教門を曲解すること甚だしいとし、「後賢の有識深く諸を鏡むるを要す」と評破している。（『律宗概論』五十八頁）

徳田氏によれば、允堪『会正記』の学説とは、大乗と小乗の二藏判を前提とした上で、『四分律』を声聞乗に分類し、四沙門果に至ることを中心課題とする見解であり、このような学説を聽講した元照は、允堪の見解に対し批判的な立場であった。徳田氏は、両者の内、元照の批判に賛同してされているが、その賛同の理由が、道宣の思想の解釈上、元照の解釈が正しいことを理由にしていることかどうか不明である。いづれにしても、従来の研究において、管見の限りでは、徳田氏の見解のみが、允堪と元照の思想的立場を明確に提示されたものであり、それだけに極めて重要な指摘と考えるが、直ぐにこれは厄介な問題であると判明する。というのも、『資持記』卷二の原文は、次のような文章だからである。

又云、今所学者、正為求此四果、以斯宗正、屬聲聞乘。故談至此、以為極矣。昔嘗聽習、每臨此語、不勝痛咽。可謂屈抑祖乘。聾瞽來學。受戒篇明上品發心。沙彌篇說出家學本。（統藏六九・八六a～b）

すなわち徳田氏が「会正記にいわく」と記述した箇所は、

原文では「又云」となっている。したがって、「又云」が『会正記』であることが論証されなければ、『資持記』が『会正記』を批判したことと成り立しないのである。しかしながら、『会正記』は現在散逸してしまっているので、「又云」の説が允堪の主張と見なして良いのか、確認することは不可能である。また、私は『資持記』において『会正記』の書名が明確に出ていた箇所も確認できていない。つまり元照が、『四分律』を声聞乘に分類し、四沙門果を求めるものとみなす学説に対し批判していることは確實であっても、『会正記』を批判したとするのは早計であろう。允堪と元照の関係に対する佐藤・徳田両氏の理解は、やはり再検討の必要があるといわざるを得ない。

さて、以上のような北宋代の律宗に関する問題を明らかにした上で、本論攷の目的を述べれば、允堪と元照の関係について、会正家と資持家を中心にして考察し、元照の批判対象が允堪に限定できるのかどうか考える。この時、これまで殆ど研究対象にされていない允堪に関する伝記や著作をまとめて、北宋代律宗の研究の手懸かりを明確にするように試みたい。

## 二 允堪の伝記資料と著作

元照に比較して允堪に関する研究はほとんどされていない

北宋代の律宗における会正家と資持家について（岡本）

ので、允堪の行業とその著作を基礎的作業としてまとめておきたい。この時、日本で成立した資料は、允堪の師弟関係について疑問が提起されているので、日本側の資料は参照するだけにとどめる<sup>(3)</sup>。まず、允堪の現存する伝記資料を整理すれば僅か五部（A～E）であり、後述するように允堪が道宣の著作の体系的な註釈者であるにしては極めて少ない

A 元敬・元復『武林西湖高僧事略』<sup>(4)</sup>（一一五六）

B 志磐『仏祖統紀』卷二九（一二六九）

C 宝州・覚岸『釈氏稽古略』卷四（一三五四）

D 『大昭慶寺志』卷八

E 喻味菴『新続高僧伝』四集

F 『咸淳臨安志』卷七九

G 陳舜愈『行業記』

この中で、最も成立の早いのは、資料Gの陳舜愈による「行業記」であり、諸伝記の根本資料として引用されている。<sup>(6)</sup>陳舜愈は北宋代の官僚であり、文人としても勝れた人物であつたようで、『都官集』『廬山記』を撰述している。しかしながら、陳舜愈の文集に允堪の「行業記」は収録されていないため、諸資料に引用されている「行業記」中、どの記述が陳舜愈の筆によるものか、明確には確定しがたい。この他に、允堪の示寂後に、西湖に面した涌泉山に記念塔が建立され、この塔に「塔銘」が存在したようである。この塔はその

後、昭慶寺に移設されたが、「咸淳臨安志」によれば兵火によって焼失し、現在確認することは出来ない<sup>(7)</sup>。なお、「咸淳臨安志」によれば、「真悟律師行業記」と記述されている。この「塔銘」と「行業記」との関係は不明であり、あるいは同一の資料である可能性もある。これらの伝記資料に依拠して、允堪の伝記をまとめたのが次の表である。

西暦	元号	年齢	行業	典拠
一〇〇五	景德二年	1歳	錢塘（浙江省杭州）にて誕生①	A C D E F
一一〇三		9歳	出家の因縁②、天台崇教院慧思の下で祝髮③戒律を中心とした諸学問を研鑽する④	A C D E F
一〇三四	景祐年間	30歳	『四分律金註戒本疏發揮記』八卷を撰述⑤	C D E F
一〇四二	慶曆二年	38歳	杭州昭慶寺において戒壇院を建立する⑥	
一〇四五	慶曆五年	41歳	『四分律拾毗尼義鈔輔要記』を撰述⑦	
一〇四七	慶曆七年	43歳	三月、『淨心誠觀法發真鈔』三卷を撰述⑧	
一〇四九	皇祐年間	45歳	仁宗より真悟大師の号を賜う⑨	A C D F
一〇五三	～	49歳	蘇州開元寺・秀州精嚴寺に戒壇院を建立⑩	C D
一〇五八	皇祐三年	54歳	正月三日、錢塘淨住白蓮池にて、『四分律隨機竭磨疏止源記』を撰述開始⑪	正源記自序

①允堪の生年を記す中国成立の伝記資料はない。これまで

凝然の『律宗瓊鑑章』等によつて、景德二年をその生年としてきたようであるが、これは允堪の『淨心誠觀法發真鈔』自序に、「今年四十有一。知浮世之過半。道用此觀」とあり、本書の撰述年代が慶曆五年（一〇四五）であることを考えても、允堪が景德二年に誕生したことは支持される。

②允堪の出家に因縁については、「有客」との出会いを契機に、賦を詠んだとする。

③允堪の師に関する記述であるが、中国側の資料によつて確認できるのは天台崇教院慧思だけである。この慧思については不明ながらも、北宋代の華嚴学派の代表的学匠である長水子璗に、入山（天台山にか）を奉請した「崇教院大師慧恩」という人物がいる。子璗の入山時期は、天禧年間（一〇一七～一〇二二）であり、允堪の出家時期とほぼ一致することから、「崇教院慧思」と「崇教大師慧恩」は、同一人物である可能性がある。

④允堪の修学状況については、「学は通ぜざること無く、

一一〇一	嘉祐六年	57歳	十一月二六日、昭慶寺の丈室にて示寂⑫	A C D E F
			西湖に面した涌泉山に允堪の塔と塔銘を建立⑬	A C D F

専ら律部を精す」と記述されるだけで、具体的な研究課題は不明である。

⑤『四分律含註戒本疏發揮記』(『發揮記』と略称)の撰述時期は、「四分律拾毗尼義鈔輔要記」自序によれば<sup>(10)</sup>、「予は、景祐中に嘗て、仏隣に於いて『戒本疏記』を撰述す」とあり、道宣の『四分律戒本疏』に関する註釈書を意味すると思われる

ので、景祐年間に撰述されたものと考えられる。また『發揮記』卷第三には、「天台山壽昌寺沙門釋允堪 述」と署名し、壽昌寺に住持していたことが判る。後述するように、允堪の思想形成において、天台学派との関連は深く、壽昌寺もまたそのような寺院の一つと考えられる。

⑥昭慶寺は、允堪が主に住持した寺院である。允堪の住持以前における昭慶寺の性格は、蓮社七祖の第七祖に数えられる省常が華嚴淨行社を形成していたこと、天台学派の遵式や仁岳が住持した寺院であることに注意しておきたい。

自淳化至天禧年。僧省常結華嚴淨行社旁構白蓮。：（中略）：遵式仁嶽復揚經教未幾毀於火。

（11）<sup>(11)</sup> 塹建地湧戒壇及鐘樓。昭慶法會於斯極盛。紹興七年毀於兵。

省常が華嚴淨行社を形成していた時期は、淳化年間（九

〇〇四）から天禧年間（一〇一七～一〇二一）にかけて約三〇年あまりで、その後、慈雲遵式（九六四～一〇三二）、淨覺仁

岳（九九一～一〇六四）といった天台学派の学匠も活躍している。<sup>(13)</sup> が、間もなく火事によって灰燼に帰してしまったようである。その後、慶曆二年に再建された時に招かれたのが允堪である。その後、紹興七年（一一三七）に、再び兵火によって焼かれる。おそらく、この時に「真悟律師行業記」もまた失われたのであろう。

⑦『輔要記』の撰述年代は、本書自序から確認できる。

⑧『淨心誠觀法發真鈔』の撰述年代もまた、自序によつて確認できる<sup>(14)</sup>。本書では「天台沙門允堪」と署名し、昭慶寺に住持した後でも「天台」を自称しているのは、天台学派と天台山のどちらを意味するのか理解し難いが、天台学派との関連は深いと思われる。

⑨謚については、仁宗と允堪との関連が注意される。昭慶寺の再建が、國家の宗教政策上どのような意味があつたのか、現時点では不明。また謚に関する記述は、『仏祖統紀』が「智圓」のみを挙げ、他の資料全て、北宋・南宋の謚号を記している。

⑩蘇州開元寺や秀州莊嚴寺の寺志を確認したが、允堪についての記述はない。『釈氏稽古略』によつて、増補された記述である。

⑪『正源記』自序によつて確認できる。

⑫示寂の年代を明確に記したのは、『釈氏稽古略』が最初

である。

(13) 涌泉山は西湖に面した山であり、初めは涌泉山に塔と「塔銘」があつた。いかなる經緯か、昭慶寺に移されるも、兵火によつて失われたらしい。『武林西湖高僧事略』以後の資料に記載されている。

(14) 徽宗の名称を記すのは、『大昭慶寺志』が最初である。さて伝記資料を確認してみて、注意しておきたい諸点を挙げておきたい。まず、允堪の修学上の問題として、師資関係が明確ではなく、十一世紀初期の律宗に対する位置づけを正確に描くことを困難にする。佐藤氏の研究によれば<sup>[15]</sup>、中唐以降の南山律宗は主に江南地域に展開し、六十数人の多くの

『四分律行事鈔』の註釈家を輩出している。その一方で、江南地域には多くの律宗の学匠が活躍しながら、允堪の戒律研究を導いた師の存在を指摘することが難しいのである。これは北宋代の天台学派において、南山道宣に対する礼賛文が著されてことに関連して、唐代の律宗から系譜上の連續性に注目するだけでなく、むしろ允堪の思想形成とは、天台学派内部における戒律研究を契機として成立したことを物語つてい るのかもしれない。仁岳は『南山礼讚文』を撰述し、これは允堪の著作と同じタイトルである。また仁岳は、後述する如く南山律宗の祖承説を十祖説としてまとめ、仁岳と允堪は同時代の学匠であることから、思想的立場は不明であるが関わ

りをもつたとしても不思議ではない。

### 三 允堪の著作

次に允堪の思想を概観する意味で、彼の著作の全体像を把握しておきたい。高麗の義天（一〇五五～一一〇一）が編纂した『新編諸宗教藏總錄』（以下『義天錄』）によれば（大正藏五五）、允堪の著作として二一部六五巻が存在したことが知られる。なお番号は、便宜上付したものである。

#### 『仏遺教經』関係

##### ①『注』一巻

##### ②『科』一巻

##### ③『統要鈔』二巻

#### 『四分律行事鈔』関係

##### ④『鈔會正記』十二巻

##### ⑤『行事鈔科』一巻

#### 『四分律隨機羯磨疏』関係

##### ⑥『隨機羯磨疏正源記』八巻

#### 『四分律含注戒本疏』関係

##### ⑦『注刪補僧戒本』三巻

#### 『含注戒本疏發輝記』八巻

#### 『比丘尼鈔』関係

##### ⑨『比丘尼鈔科』二巻

礼贊文関係

⑩『南山礼讚文』一卷

『戒壇圖經』関係

⑪『科』一卷

⑫『道宗鈔』一卷

『淨心誠觀法』関係

⑬『発真鈔』三卷

『教誠新學比丘行護律儀』関係

⑭『教誠儀通衍鈔』二卷

『南山靈感伝』関係

⑮『靈感伝通幽鈔』二卷

『四分律毗尼義鈔』関係

⑯『輔要記』八卷

儀礼・規則関係

⑰『律部宗要』一卷

⑯『三學論衡』五卷

⑯『依鉢名義章』一卷

⑯『六念五觀章』一卷

この中で『統藏經』に収録され、現存する著作は八部二十三巻である。

①『四分律含註本疏發揮記』卷第三（統藏六二）

北宋末代の律宗における会正家と資持家について（岡本）

②『四分律拾毗尼義鈔輔要記』六卷（新統藏四四）

③『淨心誠觀發真鈔』三卷（統藏一〇五）

④『四分律隨機羯磨疏止源記』八卷（統藏六四）

⑤『比丘尼鈔科』二卷（統藏六四）

⑥『南山祖師禮讚文』一卷（統藏一三〇）

⑦『六念五觀章』一卷（統藏一〇五）

⑧『依鉢名義章』一卷（統藏一〇五）

①『發揮記』は、道宣『四分律含註本疏』に対する註釈書であり、卷第三のみ現存する。本書の署名には、「天台山寿昌寺沙門釈允堪述」とあり、天台山時代の著作とわかる。『輔要記』自序にて、「予は景祐中、嘗て仏隣に於いて戒本疏記を撰述す」とあることから、『發揮記』の成立は景祐年間（一〇三四～一〇三七）と考えられる。②『輔要記』八巻は、伝道宣『四分律拾毗尼義鈔』に対する註釈書である。本書「自序」によれば、慶曆一年（一〇四二）の成立である。

『四分律拾毘尼義鈔』は、道宣作とされているが、新羅から請來された文献であり、『義天錄』によれば、「資持記主（元照）は道宣新撰とするも、此方の古本には、新羅の憬興述とあつた」と記している。允堪は道宣真撰説を主張している。

③『発真鈔』三巻は、道宣『淨心誠觀法』に対する註釈書であり、本書自序によれば、慶曆五年（一〇四五）三月に錢塘淨住院において撰述された。④『止源記』八巻は、道宣『四

分律隨機燭磨疏』に対する註釈書であり、本書自序によれば、皇祐三年（一〇五八）一月三日、錢塘淨住白蓮池にて撰述された。以上は、自序などによつて、成立年代を明確にすることが可能な文献である。⑤『比丘尼鈔』は『比丘尼鈔』の科文である。⑥『南山祖師礼讚文』は、南山道宣に対する礼拝儀礼を説明したもの。類書として、仁岳・智圓などにも南山道宣への礼讚文があることは、先述した通りである。いづれも統藏一三〇巻に収録され、元照の「集南山礼讚序」に依れば、元照の手によって、これら三本の礼讚文が集められたらしい。⑦『六念五觀章』は、儒教に礼制あるように、仏教にも律教があるとして、仏教徒の儀礼をまとめてたもの。この他にも、允堪の諸著には『論語』を中心にして、主な中国思想の著作の引用が顯著であり、特に儀礼関係の諸問題に対する具体的な関心事が深かつたことと思われる。⑧『依鉢名義章』は、三依一鉢などの僧侶の所持品に関する著作である。

以上の諸文献の概観によつていえることは、允堪は『四分律行事鈔』の研究家に留まらずに、道宣の著作に関する体系的な註釈者といえよう。彼の詳細な思想内容については今後の課題としたい。

#### 四 会正家と資持家という呼称

それでは、会正家・資持家という呼称が意味するものを検

討してみたい。先に提示した允堪の伝記資料の中で、資持家・会正家という名称を記載する文献は、南宋代の咸淳五年（一二六九）、志磐によつて編纂された『仏祖統紀』卷二十九「允堪伝」だけである。『仏祖統紀』は、律宗に対する関心が希薄なせいか、道宣・允堪・元照の三師の行業しか掲載していない。『仏祖統紀』「元照伝」には、この二家の問題について何の言及もなく、その他の元照の伝記資料にもまた記録されていないので、管見の限りで、中國側の資料においては『仏祖統紀』卷二十九「允堪伝」のみが、会正家・資持家という呼称を記述する資料といえよう。『仏祖統紀』「允堪伝」の資料的性格として、注意しておきたいのは、先に提示した諸資料が陳舜愈の「行業記」を参考していることに対して『仏祖統紀』の資料は記述内容も少なく、陳舜愈の「行業記」を参考にしたものとは考えがたい。『仏祖統紀』卷二十九「允堪伝」とは、次のような内容である。

律師允堪。錫號智圓。慶歷間主錢唐西湖菩提寺。撰會正記。以釀南山之鈔。厥後照律師出。因爭論遷仏左右衣制短長。遂別撰資持記。於是會正資持。遂分二家。（大正蔵四九・二九六b）

ここでは明確に、元照が出現したことによつて、会正家と資持家が対立的に把握され、元照の允堪批判の内容とは、仏の礼拝について（違仏左右）、僧衣の長さについて（衣制短

長〉をめぐる問題であつたと了解されている。この対立内容を検討する前に、允堪と元照の関係に限定して、他の「允堪伝」の資料と比較しておきたい。

『武林西湖高僧事略』（統暦一三七・二三八a）  
記述なし

『仏祖統紀』（大正暦四九・二九六b）  
厥後照律師出。因争論達仏左右衣制短長。遂別撰資持記。於是会正資持。遂分二家。

『釈氏稽古略』（大正暦四九・八七〇c）

自其後有靈芝津師元照。繼嗣其宗焉。

『大昭慶寺志』（巻八・三丁右）

嗣之者靈芝元照津師。

この中で、最も早く成立した『武林西湖高僧事略』（一二五六）は、そもそも允堪と元照の関係について、全く記述していないことから、陳舜愈の「行業記」が選述された時点では、両者の関係は殆ど問題にすらなっていなかつたことが推測される。蘇瑤崇氏は、両者が出会つていた可能性すら無いと述べておられ、妥当な見解と思われる。とすれば、現存する資料の中で、両者を対立的に記述する『仏祖統紀』（一二六九）であり、『釈氏稽古略』（一三五四）や『大昭慶寺志』（一七四二）は、允堪の繼承者として元照が位置づけされることになるといえよう。「五 元照の批判対象者」で明らかにする

ように、元照の批判対象者の中に允堪は含まれている。したがつて、『釈氏稽古略』や『大昭慶寺志』のように継承者と見なす諸資料には両者の関係の促え方に問題がある。

次に、二家の対立内容について検討してみたい。ここで論旨の展開からいっても、「資持記」を分析して、元照の主張した、仏の礼拝方法と衣の長さを明確にしなければならないが、現時点での検討では明らかになつていらない。この点は今後の課題とし、仏の礼拝に関する状況的な問題のみを指摘しておきたい。

先にまとめた允堪の著作の⑪『右繞行道正儀章』一巻に注目にしてみたい。本書は現存しないが、七世紀後半、実叉難陀によって訳出された『右繞仏塔功德經』（大正暦一六）や、仏典に説かれる仏塔の礼拝方法に関連するものと考えられる。『右繞仏塔功德經』は、仏塔参拝の功德を、在家者と出家者に区別して説示したものである。周知のように、インドにおける仏塔の参拝方法は、右回りが前提であり、『仏祖統紀』の記述に根拠があるとすれば、允堪の右回りに対して、元照は仏塔を左回りに巡ることを主張したらしい。このような左回りを主張する背景について、皆目見当もつかないが、この当時右回りを問題とする著作が多く存在したことは興味深い。『義天錄』によれば、允堪の著作の他にも、次のように右邊に関する文献があつたことが知られる。

陳舜愈 『浮圖右繞書』四卷

仁岳 『復右旋行道破邪現正儀』一卷

靈鑑 『右繞行道破邪現正儀』一卷

陳舜愈は允堪の伝記作者であり、仁岳は昭慶寺に住持したことのある人物で、何れも允堪と親密な関係にあつた人々によって、右邊の問題が議論されていたと推測できる。『仏祖統紀』における両者の対立点の一つは、当時の右邊をめぐる諸文献からみて、一応、根拠のあることが判つた。しかしながら、一方で、元照の左廻の文献を確認してないので、元照の主張を左廻と了解することは不可能であろう。それよりも、『仏祖統紀』の記述が、両者の見解の相違を象徴的に書いている可能性性もある。すなわち、右回りを正しい儀礼とみなし、左廻りを間違つたそれと位置づけることである。この場合、『仏祖統紀』がどちらを正しい律宗の理解として考へている判断は困難であるが、両者の思想的な相違点は、予想以上に対立的なものと考えられる。さてこの「二家」という呼称から、学派・宗派・教団的な対立を読みとることは難しいのではないだろうか。私見によれば、『仏祖統紀』においてすら、会正家と資持家とは、『会正記』『資持記』という書名に因んだ、二人の註釈者に対する呼称であり、より限定すれば『四分律行事鈔』に対する解釈上の相違を問題にしたに過ぎないようと思われる。したがつて、凝然が『三国仏法

伝通縁起』で、

資持会正兩宗蘭菊。（日仏全六三・九b）

とあるように、「宗」が「根本的な主張」を意味すれば妥当な側面もあるが、宗派として読解するのは、明らかに逸脱していると考える。しかも凝然『律宗瓊鑑章』の用例では、允堪を「号会正宗」（日藏・戒律宗章三・四六b）と宗派の創始者であるよう述べ、

号資持宗。與前会正二家竝行。後代至今資持独歩。  
(同・四七a)

凝然の「宗」の用例は明らかに宗派を意味している。このような理解は、中国仏教の実状を考える上で妥当でないであろうし、先の佐藤達玄氏の説明は、凝然の解釈を重視しすぎているようと思われる。したがつて、資持家と会正家の意味するものは、あくまでも元照と允堪という二人の『四分律行事鈔』に対する注釈家に対して与えられた呼称であり、学派や宗派の問題とは関連しないとまとめておきたい。

## 五 元照の批判対象について

最後に、元照の批判対象を、允堪に限定することが可能であるかどうか検討することにしたい。というのも、先の徳田氏の見解は充分に成立しているとはいえないが、元照の著作活動が允堪を批判することに限定できるならば、状況証拠と

して、「又云」は『会正記』の引用とする余地は残されるからである。

### 1 元照の四師祖承説批判

元照は『芝苑遺編』卷下（統藏一〇五・二八三d～二八五c）にて、四師の祖承説を批判的に紹介し、元照自身の九祖説の正統性を主張している。<sup>(21)</sup> 祖承説とは、元照にとって仏教史に対する分析の方法であり、学派の始祖にいたる系譜を意味する。この四師とは、法明・仁岳・守仁・允堪であるが、現時点では、彼ら自身の著作に、このような祖承説を見いだすことは出来ないから、注意しておく必要がある。

#### （1）普寧津師法明の五祖説

①波離—②法正—③覺明—④智首—⑤南山

#### （2）雪谿法師仁岳の十祖説

①波離—②法正—③覺明—④法聰—⑤道覆—⑥慧光—⑦道雲—⑧道洪—⑨智首—⑩南山

#### （3）靈源法師守仁の七祖説

①波離—②法正—③覺明—④法聰—⑤智首—⑥南山—⑦增輝記主

#### （4）天台允堪の七祖説

①波離—②法正—③曇諦<sup>(22)</sup>—④覺明—⑤法聰—⑥智首—⑦南山

#### （5）余杭元照の九祖説

①法正—②法時—③法聰—④道覆—⑤慧光—⑥道雲—⑦道洪—⑧智首—⑨南山

まず、祖承説を立てた諸師について、簡単にまとめておきたい。<sup>(24)</sup> 普寧律師法明の伝記は不明であるが、「溫宗都僧正持正大師行業記」には、法明は持正（一〇三一～一〇七）の師匠で浙江省常山県の律師とする。因みに、同資料によつて、持正は允堪（真悟律師）にも修学していることが確認できるので、允堪と同時代の代表的な学匠と考えられる。仁岳（九二一～一〇六四）は天台山外派の学匠で、師の知礼の学説を批判し後山外といわれる。一時は、昭慶寺に住持したこともあり、『南山礼讚文』を撰述するなど、南山道宣への思慕の想いがうかがわれる。既に仁岳についてはふれたが、北宋代の律宗における仁岳の位置は、重視しなければならない。守仁の伝記は不明である。『増輝記』の作者である希覚（八六三～九四八）の弟子か、孫弟子の可能性あり。希覚の門下には<sup>(25)</sup>、法眼宗の祖とされる法眼文益（八八四）、佛教史家で律宗の贊寧（九一七～九九九）等が輩出したことからも、希覚もまた宋代仏教に占める位置づけは、高いものであろう。

元照による四師の祖承説批判の中で、元照が允堪を批判していることは間違いない。しかしながら、四師の中の一人に過ぎず、特に允堪の説を問題にしているにわけではない。したがつて、この祖承説の問題からは、元照が特に允堪を批判

したとはいえない。批判の要点は、結集者である波離を初祖とすることや、翻訳者である覚明・曇諦は受戒とは関わらぬことを述べ、元照は受戒による師資相承を重んじていたようである。次に問題にするように、この四師中、仁岳・允堪と守仁の師と考えられる希覓については、その学説をも批判している。したがって、元照の批判対象は、允堪に限定することは難しい。

## 2 元照『済縁記』の批判対象

次に元照の批判対象を、明確に人物や著作の名称をあげて批判している箇所を紹介し、允堪以外にどのような人物を問題にしているのか考えてみたい。『資持記』では著作や人物が判らないが、『四分律隨機竭磨疏済縁記』（以下『済縁記』）に基づいて指摘したのが、次の文章である。

自昔伝律皆以戒体為離。雖祖訓坦然。奈後賢未達。雪溪即和會二非。還同細色。如前已破。增輝記謂、非色非心。乃是聚名、畢竟其體。是何法耶。答種子義也。會正謂、祖師談種、漸入大乘。：（中略）：今詳諸說、俱違祖教。雪溪則全迷假實。余師則不弁大小。且識藏種子、非小教所談。故後立円教。始可言之。乃以四分二非、即是種子。豈非大小相亂耶。（續藏四・三卷b）

この一文は、道宣のいわゆる三宗の戒体論、つまり実相宗（説一切有部）・仮名宗（成実学派）・円教（唯識学派）の戒体論

をふまえた上で、『四分律』の戒体論に関する諸師の解釈とその批評である。実相宗は色法戒体説、仮名宗は非色非心説、円教は種子説を採用する。この戒体論をめぐって、仁岳（雪溪）、希覓（『増輝記』）、允堪（『会正』）の三師を批判している。仁岳の学説は、色法説と非色非心説という誤った説を折衷し（和会二非）、結局色法説を採用する。希覓の学説は、種子説を非色非心説と了解している。允堪は、種子説を大乗に近い立場（漸入）と理解している。これらの諸説に対しても、元照の批判とは次のようである。諸説は、南山道宣の教えを間違つて理解している。仁岳は、実相宗・仮名宗の説に迷い、その他の諸師は、種子説が小乗の教えではないことが判つていい。つまり、『四分律』の戒体を円教として了解できないことに対する批判である。これに対して元照は、円教の戒体論を詳細に解説している。

円教中先開大意略為五門。：（中略）：是知如來唯一乘圓極妙戒。：（中略）：問依何教義立此教耶。答下引法華涅槃二經為証。法華開聲聞而作仏。涅槃扶小律談常。舍此二經余無此義。（續藏四・三卷b）

元照は、『法華經』『涅槃經』に依拠して『四分律』を解釈しているが、「一乘圓極の妙戒」が何を意味するのか、私は理解できなかつた。元照が「圓」を重視したことはよく知られていることだが、どうして「圓」によって、『四分律』

を了解しなければならないのが明確ではない。道宣が円教と呼ぶのは、唯識の種子説を導入することにあつたが、元照は「法華開会」を前提にして『四分律』を解釈するが、解釈上の理由として成立しているかどうか疑問である。

いずれにしても、元照が允堪の『会正記』を読んでいたことを確認出来たことは、両者の関係を明瞭にする上で多少の前進になつたといえよう。しかしながら、元照の批判は、仁岳・允堪・希覺ら、祖承説の出現と関連のある人物全般を対象としていて、その批判対象は広がってしまったことになる。

### 結論

以上の諸検討をまとめていみたい。まず第一に、允堪の伝記・著作を検討してみたが、律宗における師匠は見あたらぬ。これは、現資料の段階では、当時の北宋代に最大の天台学派内部から、允堪の思想が形成されたものと考えられる。しかしながら、允堪の著作には、天台文献が殆ど引用されないことは問題である。第二に、会正家・資持家という呼称は、便宜上は仕方ないが、このようなものが宗派として成立していたとは言いがたい。両者の見解の区別を示すものであろう。しかしながら、『資持記』には、『会正記』を明確に書名を出して批判した箇所は確認できないので、「又云」の学

説を『会正記』とする事は不可能である。また元照の批判対象者は允堪に限定できず、允堪と元照の関係だけによって、北宋代の律宗を研究することは不可能であり、今後、天台学派や儒教の問題と併せて考察してゆく必要がある。以上によつて、允堪に関する基礎的研究を終えることができた。

今回、充分にまとめらなかつたが、允堪の文献には、大乗經典・大乗の論書がすくない。このようなことに留意しつつ、允堪が阿羅漢論（四沙門果）を用いていたかどうかについては今後の課題となる。宋代の仏教は、『首楞嚴經』や『大乗起信論』を基にした教学が流行するが、仮にアビダルマ仏教を基にした阿羅漢論を主張する人物がいたとしたら、極めて興味深いことである。

### 註

(1) 佐藤達玄『現代語訳 律宗綱要』(大蔵出版・一九九四年七月)二七二頁。

(2) 私にしてみれば、允堪でないにせよ、「四沙門果」に至ることを目的とする見解の方が重要と考える。というのも、小乘仏教やアビダルマに対して、これまでの仏教史上において繰り返し安易な批判がなされてきたが、『四分律』を大乗として了解することを、なぜそれ程高く評価する必要があるのだろうか。道宣・鑑真・最澄の大乗觀について、再検討する必要があると考える。宋代の仏教は、『円覺經』『首楞嚴經』『大乘起信論』等、中国成立の如來藏思想經論に依拠した禪宗・天台學派・華嚴學派が隆盛を誇る時代であり、「四沙門

果」「声聞乘」を主張することの方が、時代状況からみても興味深い。

(3) 蘇瑤崇「南山律宗の祖承説と法系説」(『仏教史学研究』第三九卷・第二号・一九九七年三月五日) 参照。

(4) 『武林西湖高僧事略』(続巻一三四・二三八a～b) には、宋真悟堪律师

師名允堪。錢塘人。年九歳。有客指小桂試之。答曰。始生嚴谷畔。早有月中香。弁博精通。撰律宗十二部經解伝。并法門贊序等文。慶曆七年賜号真悟大師。崇寧間加謚智圓。嘉禾陳舜愈撰行業記。元祐西湖湧泉寺。後遷塔西湖。贊曰

三無漏學 以戒為先 至人不生 宋其誰伝

援筆作記 弘範人天寥寥千古 宝月高懸

とあるように、陳舜愈「行業記」を参照して書かれたと思われる。『大昭慶寺志』は、伝記と贊文の間に、元照を允堪の繼承者と見なすことが記述するが、『武林西湖高僧事略』には不在である為、元照と允堪との関係は『大昭慶寺志』の後代の附加である。

(5) 『大正慶寺志』巻八・二丁左・三丁右

(6) 資料ADには陳舜愈の名称を記す。

(7) 『咸淳臨安志』巻七九、八丁右。

(8) 続巻一〇五・一五六b。

(9) 吉田剛「北宋代に於ける華嚴興隆の經緯—華嚴敎學史における長水子壇の位置づけ」(『駒沢大学禪研究所年報』第九号・平成十年三月) 参照。

(10) 新続巻四四、七八九a

(11) 昭慶寺の旧名は菩提院と呼ばれ、天福元年（九三六）、吳越王錢氏によって建立され、乾德二年（九六四）、開山の永智を招き重建されている。太平興國三年（九七八）、戒壇が

築かれ「大昭慶律寺」の額を賜ることになり、このころから昭慶寺と呼ばれるようになるが、菩提院という呼称も後代の資料から同時に使用されていたことが判る。『大昭慶寺志』(12) 省常の結社が淨行社と呼ばれるのは、『華嚴經』「淨行品」に依拠した集団であることによる。このことは、『円宗文類』卷二二に収録されている、「西湖昭慶寺結淨行社集總序」(統一〇三・四二五b～四二六b)、「施華嚴淨行品序」(同・四二六b～c)、「西湖結社詩序」(同・四二六c～d)、「大

宋杭州西湖昭慶寺結社碑銘并序」(同・四二六b～四二八b) 参照。

(13) 遵式が昭慶寺と関連していることは、註(11)『大昭慶律寺志』参照。

(14) 続巻一〇五・一五六c

(15) 佐藤達玄『中国戒律思想の研究』(木耳社・一九八五年)二九六～二九七頁参照。

(16) 続巻六二・七九a

(17) 『義天錄』(大正蔵五五・一一七三c)。

(18) 蘇註(三)論文参照。

(19) 大正蔵五〇・一一七八c。

(20) 『仏書解説大事典』(第一巻・二〇九c)によれば、朝鮮の桐華寺に刊本が所蔵されているようだが、筆者は未見である。

(21) 後に懷顯は『律宗新学名句』巻下において、懷顯自身の五祖説を含めて、六説紹介している。

(22) 蘇瑤崇氏は、「学派創始者以前の系譜が祖承と呼ばれ、以後の弟子の系譜が法系と呼ばれる」と、祖承と法系を分けている。蘇氏の分析によれば、北宋代の戒律の学匠は祖承説の

提案者であり、日本の学匠（俊仍・真照・凝然等）のように法系説を提唱していないとする。蘇註（三）論文参照。

- (23) 『四分縄磨』を訳出したとされる。平川彰氏は、この翻訳を否定している。平川彰『律藏の研究』（二〇一頁）参照。
- (24) なお諸師の伝記については、蘇註（三）論文を参考にさせていただいた。
- (25) 『芝園集』巻上（續藏一〇五・二九五a）参照。
- (26) 小川賀武「錢氏吳越王の仏教について」（『龍谷史壇』十八・一九四六）参照。